学校感染症に罹患した場合の届出について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法により他の学生に感染するおそれがある間は登校することが出来ません。速やかに大学へ連絡して医師の指示に従って療養して下さい。登校時には、以下の「学校感染症療養報告書」を記入のうえ、受診が確認できる書類（医療費明細書や薬の説明書等のコピー）を添付し提出して下さい。
※「学校感染症療養報告書」及び受診が確認できる書類提出により医療機関での治癒証明書は不要となります。

学校感染症療養報告書

学校感染症の診断を受け医師の指導の下、療養しましたので下記のとおり報告いたします。

＜主な学校感染症＞　※下記の学校感染症のいずれかに〇をつけて下さい。

〇印	病名	出席停止期間の基準
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	インフルエンザ（A・B・不明）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（３日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（　　）	

※　病状により学校医やその他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

令和　　年　　月　　日

学籍番号　　氏名

診断を受けた医療機関

診断日　　年　　月　　日　療養期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日まで

＜大学処理欄＞　　教務課　⇒　保健室

教務課		保健室（保管場所）	
受付日	印	受付日	印
／		／	

文星芸術大学保健室